

平成 20 年 2 月 28 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

### 一部貸出金の貸出金利相違について

今般、弊行でご融資しました一部の貸出金において、約定どおりの金利が適用されておらず、本来よりも多くのお利息をいただいているものなどがあることが判明しました。

このような事態が生じ、一部のお客さまには多大なご迷惑をおかけし、また、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを、心からお詫び申し上げます。

ご迷惑をおかけしたお客さまには、お詫びとご説明を申し上げ、過大にいただいたお利息に法定利率（年 6%）により算定した損害金を上乘せしてお返しするとともに、今後は、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

#### 1. 発生事象

短期プライムレートの変更に適用金利を連動させる契約や、貸出金利の優遇に関する契約があるにも関わらず、約定通りの金利を適用していなかったものがありました。該当の貸出金件数は法人・個人のお客さま 125 件、過大にいただいた利息額は約 5,000 万円です。

※いずれも事業性のご融資であり、住宅ローン、カードローン等の消費性ローンは対象ではありません。

#### 2. 発覚経緯

平成 19 年 5 月に、行内の調査で相違があることが判明し、また同時期に一部のお客さまからご照会をいただきました。それを受けてすでに全額ご返済いただいているお客さまを含めて対象となるお取引を特定し、調査をいたしました。その後、対象となるお客さまの特定、ならびにお返しする利息の算出といった作業などに時間を費やしたため、当該調査に時間を要したことを深くお詫び申し上げます。

#### 3. 発生原因

以下の 2 点の事務処理の誤りがあったものです。

- (1) 短期プライムレートに自動的に連動しない貸出形態において、都度手作業で金利変更のオペレーションを行う必要があるにも関わらず、一部の貸出金利について約定通りの変更がなされていなかったこと。
- (2) 諸団体と締結している所属会員向け融資契約において、貸出金利の優遇に関する契約があるにも関わらず、その団体に所属する一部の個人のお客さまの貸出金利について、約定通りの設定・変更がなされていなかったこと。

#### 4. お客さまへの対応

該当のお客さまには、既に個別にご連絡の上、遡って正しい金利に修正したうえで、利息の差額を精算させていただくことをご説明しております。

#### 【本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口】

三菱東京 UFJ 銀行 専用フリーダイヤル 0120-686-212

※受付時間：月～金曜日 9:00～18:00（祝日は休業とさせていただきます）

※専用フリーダイヤル設置期間は平成 20 年 3 月 31 日までとさせていただきます

以 上